



# 安全運転管理者



# 副安全運転管理者

## の届出書類等が変わります！

令和4年1月4日改正



履歴書は不要！各書類の提出は1部のみ！  
安全運転管理者証・副安全運転管理者証が廃止！

安全運転管理者・副安全運転管理者

**要確認**

- ①安全運転管理者に関する届出書  
副安全運転管理者に関する届出書
  - ②運転の管理に関する経歴証明書（副安全運転管理者は免許証のコピーでも可）
  - ③公的身分証明書のコピー（運転免許証等）又は戸籍抄本又は  
住民票の写し（発行日から6か月以内・マイナンバーの記載がないもの、コピー・複写は不可）
  - ④運転記録証明書（1か月以内に自動車安全運転センター発行、過去3年間を証明するもの）
- ※各書類については、全て1部のみ提出

自動車運転代行業における安全運転管理者等の届出については従来通りで変更はありませんが、安全運転管理者証・副安全運転管理者証については廃止となります。



## 安全運転管理者等の届出

## オンラインでの届出受付開始！

令和4年1月4日から届出受付を開始

**安全運転管理者**

**選任・解任・届出記載事項の変更の届出**

**副安全運転管理者**

**選任・解任・届出記載事項の変更の届出**

について、**警察行政手続サイト**で受付。

※警察署窓口での書類提出も、従来通り受け付けています。



自動車運転代行業の安全運転管理者等届出については、従来の窓口届出のみとなります。

群馬県警察